

覚 書

大阪大学と豊中市との連携協力に関する包括協定書に基づき、豊中市（以下「甲」という。）と大阪大学大学院工学研究科（以下「乙」という。）は、甲における持続可能な地球環境づくりに向けた都市システムの構築のための研究（以下「地域政策研究」という。）を共同して実施することに限り、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、甲における政策立案及び政策評価に活用するため、甲及び乙が連携して実施する地域政策研究に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（研究対象）

第2条 地域政策研究は次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 交通関連持続可能性評価方法の甲への適用に関する研究に関すること。
- (2) 甲に適した自転車走行空間創出法と評価に関する研究に関すること。
- (3) 甲の地理的状况等を考慮した交通環境学習の学習プログラム及び教材の開発研究に関すること。
- (4) その他持続可能な地球環境づくりのための都市システムの構築に関すること。

（研究体制）

第3条 甲が選任する職員並びに乙が選任する研究者及び大学院生等で調査研究チームを組織し、地域政策研究を行う。

2 甲は、前項の乙が選任する研究者と協議し、及び合意を得た上で、前項の大学院生等に対して甲の主たる事務所で研究及び業務に従事するよう指示を行うことができる。

（役割分担及び業務）

第4条 甲は、次に掲げる役割及び業務を行う。

- (1) 基礎データ及び行政情報の提供
- (2) 広報誌及びホームページ等を通じた研究成果等の情報発信に関すること。

2 乙は、次に掲げる役割及び業務を行う。

- (1) 調査研究における学術的な助言及び指導
- (2) 書籍及びホームページ等を通じた研究成果等の情報発信に関すること。

（官学連携協議会）

第5条 甲及び乙が連携して、地域政策研究を円滑に行うため、官学連携協議会（以下「協議会」という。）を設置し、協議会は次の各号に掲げる事項について協議し、決定する。

- (1) 調査研究の具体的な課題の設定及び甲乙の業務分担について
- (2) シンポジウム等の共同事業の実施及び甲乙の業務分担について
- (3) その他地域政策研究の実施に必要なこと。

2 協議会は次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 甲及び乙から各1名以上選出する協議委員
- (2) 甲又は乙が招聘するアドバイザー

(3) その他甲又は乙が必要と認める者

3 協議会は、原則として年1回開催する。必要に応じて随時開催することができる。

4 協議会の庶務は、豊中市環境部環境政策室において行うものとする。

(費用負担)

第6条 地域政策研究の実施に必要な費用については、次に各号に掲げるとおり甲及び乙が負担を行うものとする。

(1) 第4条第1項及び第2項に規定する業務の実施にかかる作業経費等

(2) 前各号に定めるもののほか、費用負担については、必要に応じて協議会で協議し、決定する。

(保険の加入)

第7条 乙は、大学院生等の研究活動中の事故に備え適切な保険に加入するものとする。

(守秘義務)

第8条 乙の研究者及び大学院生等は地域政策研究に係る業務で知りえた秘密を漏らしてはならない。地域政策研究の終了後においても同様とする。ただし、調査研究に関する情報発信に必要な場合等において、あらかじめ甲の同意を得た場合は、その限りでない。

(有効期間)

第9条 この覚書の有効期間は、締結日から平成21年(2009年)年3月31日までとする。

(定めのない事項の処理)

第10条 この覚書に定めるもののほか、地域政策研究の実施について必要な事項は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成19年(2007年)2月27日

甲 大阪府豊中市中桜塚3-1-1
豊中市
市長

乙 大阪府吹田市山田丘2番1号
大阪大学大学院工学研究科
工学研究科長